

令和 7 年度

## 蒲郡市 こども食堂運営事業補助金 募集要項

この募集要項は「蒲郡市こども食堂運営事業補助金要綱」に基づき、必要な事項を定めるものです。令和 7 年度蒲郡市こども食堂運営事業について、次のとおり補助金の交付団体を募集します。

◇募集期間

令和 7 年 6 月 23 日（月）～令和 7 年 7 月 31 日（木）まで

◇申請様式

蒲郡市ホームページ（記事 ID：0311129）からダウンロード

または こども家庭センターで配布いたします。

※応募条件や応募方法、必要書類等は次ページ以降をご覧ください。

◇問い合わせ・申し込み先

蒲郡市 こども健康部 子育て支援課  
こども家庭センター

〒443-0036 蒲郡市浜町 4 番地

電話：0533-66-1213 / FAX：0533-56-2446

E-Mail：[uminoko@city.gamagori.lg.jp](mailto:uminoko@city.gamagori.lg.jp)

## 1 こども食堂とは

支援を必要とするこどもに対し、地域において食事の提供を主とした支援を提供する取り組みを実施する場のことです。

## 2 補助金の目的

食事の提供を通して、こどもの孤食を防止し、こどもが地域で安心して過ごせる居場所づくりを目的としています。

## 3 補助対象となる事業（補助要件）

以下の要件をすべて満たしている「こども食堂」が対象です。

- ① 蒲郡市内での設置及び運営であること
- ② 利用者は市内在住の支援を必要とする18歳未満のこどもやその保護者並びにその他のこども及び地域の高齢者、障害者等であること
- ③ 開設日数は月1回以上であること
- ④ 1開設日当たり2時間以上開設し、平均5人以上のこどもが利用していること
- ⑤ 食事の提供におけるこどもに係る負担は無料または低額（食材費相当額程度）であること
- ⑥ 管轄の豊川保健所の指導に基づき、食品衛生法等諸法令に基づく適切な衛生管理体制を構築すること
- ⑦ 学習面での支援、レクリエーション活動の場の提供等によりこどもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保すること
- ⑧ 開設時には常駐の責任者を配置し、設備、周囲の環境、開催時間等に配慮し、利用者及び事業従事者の傷害保険に加入する等の安全確保に努め、火災等の災害時における安全対策に関し適切な管理体制が構築されていること

※以下の要件に該当する場合は対象外となります。

・営利活動、宗教的活動、政治的活動を目的とする場合

#### 4 補助対象となる団体（応募団体の資格要件）

以下の要件をすべて満たしている「3人以上で構成される法人、その他団体」が対象です。

- ① こども食堂を1年以上継続して運営する意思及び能力を有すると認められること
- ② 蒲郡市内に活動拠点があり、組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること
- ③ 地域活動、子育て支援に関する活動実績があること
- ④ 管轄の豊川保健所の指導に基づき、食品衛生法等諸法令に基づく適切な衛生管理体制を構築すること
- ⑤ 活動内容が公序良俗に反するものでないこと
- ⑥ 蒲郡市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団若しくは暴力団の構成員の統制下にあるものではないこと

#### 5 補助対象経費

補助対象となる経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する事業に要するもので、以下の表に掲げる経費です。

|      |                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 運営経費 | 食材費、謝礼金（交通費含む。）、使用料、賃借料、光熱水費、<br>広報費、消耗品費、保険料、検便代等事業を実施する上で必要<br>と認められる経費 |
|------|---------------------------------------------------------------------------|

※以下の経費は対象外です。

- ・団体の構成員の賃金及び役員の報酬、事務所の維持管理費及び借上費等団体の運営に係る経費
- ・団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費及び飲食に係る経費
- ・すでに、こども食堂の運営に関し、国及び地方公共団体等（蒲郡市含む）から補助金、助成金、給付金等を受けている事業の対象経費

## 6 補助限度額

補助限度額は、1 開設日当たりのこどもに対する提供食事数によって異なり、以下の表に掲げるとおりです。

| 1 開設日当たりのこどもへの提供食事数 | 補助限度額（年度内限度額）                       |
|---------------------|-------------------------------------|
| 5 食以上 9 食以下         | 1 開設日当たり 2,500 円<br>(60,000 円／年度)   |
| 10 食以上 19 食以下       | 1 開設日当たり 5,000 円<br>(120,000 円／年度)  |
| 20 食以上 29 食以下       | 1 開設日当たり 7,500 円<br>(180,000 円／年度)  |
| 30 食以上              | 1 開設日当たり 10,000 円<br>(240,000 円／年度) |

### ※日額の区分について

開催 1 回ごとに決定するものではなく、施設の規模や対応可能人数等を踏まえ、補助申請においてあらかじめ体制を選択していただきます。ただし、実際の実施状況に応じて、適切な区分に変更することも可能です。

## 7 応募方法

以下の申請書類に必要事項を記載し、蒲郡市こども健康部こども家庭センターへ7月31日(木)までに郵送または持参してください(郵送の場合は必着)。

#### 【申請書類】

- ・蒲郡市こども食堂運営事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・事業計画書（第2号様式）
- ・収支予算書（第3号様式）
- ・団体の規約等、構成員の名簿及び活動実績が分かる資料

※その他、必要に応じて追加書類の提出を求めています。

## 8 交付決定

提出していただいた申請書類をもとに、内容を審査し、補助交付の可否及び補助金額を決定し、「蒲郡市こども食堂運営事業補助金交付決定通知書（または不交付決定通知書）」により通知します。

## 9 事業の変更・廃止

補助金の決定後の事業の変更または廃止については、あらかじめ以下の申請書の提出が必要です。※事前に蒲郡市こども家庭センターへのご相談をお願いします。

#### 【変更の場合】

- ・蒲郡市こども食堂運営事業補助金変更承認申請書（第6号様式）

#### 【中止（廃止）の場合】

- ・蒲郡市こども食堂運営事業補助金廃止承認申請書（第8号様式）

## 10 年度内最後の事業終了後の手続き

年度内最後の事業を終了した日から30日以内に、以下の申請書類に必要事項を記載し、蒲郡市こども健康部こども家庭センターへ提出してください。

### 【実績報告書類】

- ・蒲郡市こども食堂運営事業補助金実績報告書（第10号様式）
- ・事業報告書（第11号様式）
- ・収支決算書（第12号様式）

※その他、必要に応じて追加書類等の提出を求めることがあります。

## 1 1 補助金の支払い

補助金の支払いは精算払と概算払の2つの方法があります。

上記「10 年度内最後の事業終了後の手続き」を終えた後の精算払と事業終了前に補助金の交付の目的を達成するために必要な場合は、交付決定額の範囲内での概算払が可能です。以下の請求書類に必要事項を記載し、蒲郡市健康福祉部子育て支援課へ提出してください。

### 【精算払請求】

- ・蒲郡市こども食堂運営事業補助金精算払請求書（第14号様式）

### 【概算払請求（必要に応じて）】

- ・蒲郡市こども食堂運営事業補助金概算払請求書（第15号様式）

## 1 2 補助金の交付決定の取り消し等

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取り消しまたは変更を行うことがあります。なお、すでに補助金が交付されているときは、返還を求めることができます。

- ① 法令、要綱、処分、指示に違反した場合
- ② 補助金を他の用途に使用したとき
- ③ 虚偽または不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- ④ 補助金の交付決定の内容または交付決定の際に付した条件等に違反したとき

### Ⅰ 3 その他

・事業の実施にあたっては、本要項及び「蒲郡市こども食堂運営事業補助金要綱」

の規定を遵守し、事務を進めてください。

・この補助金の交付決定を受けた者（補助事業者）は、必要に応じて補助事業の遂行状況について報告を求めることがあります。また、子育て支援に関して市が実施する施策に可能な限りご協力をお願いします。

・補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から **5 年間保管**するようにしてください。